

11. 外国人留学生規程

(目的)

第1条 この規程は、学則第63条に基づき入学を志願する外国人（以下「外国人留学生」という。）に関して、その取扱を規定することを目的とする。

(出願資格)

第2条 外国人留学生として出願し得る者は、次の資格を備えている者でなければならない。

(1) 外国において、学校教育における12年の課程を終了した者、及び国際バカロレア資格を有する18歳に達した者、またはこれらと同等以上の学力があると認められた者

(2) 出入国管理及び難民認定法第2条の2の第2項別表第1の4に規定する「留学」または「就学」の在留資格を得て入国した者

2 日本語能力が入学後の学習に支障をきたさない程度に備っていると認められる者
(入学時期)

第3条 外国人留学生の入学時期は学年の初めとする。

(入学学年)

第4条 入学を許可する学年は原則として1年次のみとする。

(選考)

第5条 入学の選考は学力・履歴・人物及び健康について行う。

2 日本語能力に関しては委員会を設け、筆記・口述その他適当な方法により審査する。委員は学長がその度ごとに委嘱する。

(出願書類)

第6条 外国人留学生として志願する者は、所定の検定料を添えて次の書類を学長に提出しなければならない。

(1) 入学願書（本学所定のもの）

(2) 履歴書（学歴は学校種別ごとに修学した期間を明示すること）

(3) 最終出身校の卒業証明書または卒業見込証明書及び学業成績証明書

(4) 日本語能力証明書

(5) 健康診断書

(6) 外国人登録証明書または旅券の写し

(7) 日本入国後の身元保証人の氏名・年齢・職業・住所等を記載した書類

2 前項各号の書類は日本語を使用するかもしくは日本語訳を添付しなければならない。

3 第1項に規定する検定料及び(6)(7)の提出については入国後でもよい。

(保証人)

第7条 外国人留学生は、入学に際し保証人2人を定めなければならない。

2 前項保証人のうちの1名は、前条第7号の保証人と同一人であって、日本国籍を有する身元確実な者で、留学生の身分及び在学中の経費等について、一切の責任を負うことのできる者でなければならない。

(入学許可)

第8条 外国人留学生の入学は、教授会の選考を経て、学長がこれを許可する。

(納付金)

第9条 入学を許可された者は、学則第25・61条により、入学金・授業料等納付金を納入しなければならない。

(外国人科目等履修生)

第10条 他大学に在学する外国人留学生は、研究上の必要に基づき、本学の科目等履修生となることができる。

2 この場合、本規程ならびに科目等履修生規程を準用する。

(外国人研究生)

第11条 学則第58条の規定に基づき本学の研究生を志願する外国人留学生に関しては、本規程ならびに研究生規程を準用する。

附則 この規程は、昭和54年10月12日から施行する。

附則 この規程は、平成2年10月19日から施行する。